

鳥取県告示第589号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定に基づき、遊漁規則の変更の認可をしたので、同条第7項の規定により、次のとおり告示する。

平成23年10月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 漁業権者の名称及び住所  
日野川水系漁業協同組合  
米子市熊党323-1
- 2 漁業権の免許番号  
共同漁業権内共第3号
- 3 認可に係る変更の内容  
日野川水系漁業協同組合内共第3号第五種共同漁業権遊漁規則の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改正後	改正前
(遊漁承認証に関する事項) 第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、 遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。  2及び3 略  (漁場監視員) 第10条 略 2 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ、漁 場監視員であることを表示する腕章をつけるものと する。	(遊漁承認証に関する事項) 第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、 <u>別記様式第1号による遊漁承認証</u> （以下「 <u>遊漁承認 証</u> 」という。）を遊漁者に交付するものとする。  2及び3 略  (漁場監視員) 第10条 略 2 漁場監視員は、 <u>別記様式第2号による漁場監視員 証</u> を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示す る腕章をつけるものとする。

別記様式第1号及び第2号を削る。

- 4 変更後の遊漁規則の施行の日  
平成23年10月18日